【別紙料金表】

訪問看護利用料金表（要支援）

令和8年6月1日現在

○基本料金

利用した場合の基本利用料の利用者負担額は以下のとおりです。
ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

サービス所要時間	単位数	1単位単価	1割負担	2割負担	3割負担
20分未満	303 単位	10.42	¥ 315 /回	¥ 631 /回	¥ 947 /回
30分未満	451 単位		¥ 469 /回	¥ 939 /回	¥ 1,409 /回
30分以上1時間未満	794 単位		¥ 827 /回	¥ 1,654 /回	¥ 2,482 /回
1時間以上1時間30分未満	1,090 単位		¥ 1,135 /回	¥ 2,271 /回	¥ 3,407 /回
訪問リハビリテーション（20分以上/回）	284 単位		¥ 295 /回	¥ 591 /回	¥ 887 /回
訪問リハビリテーション（40分以上/回）	568 単位		¥ 591 /回	¥ 1,183 /回	¥ 1,775 /回
介護職員等処遇改善加算	「基本料金単位数」＋「その他の加算等（初回加算や緊急時訪問看護加算、特別管理加算など）」の合計単位数に1.8%を乗じた単位数を加算				

○加算

要件を満たす場合に、基本利用料に以下の料金が加算されます。

	加算の内容		単位数	1割負担	2割負担	3割負担
加算	初回加算（初回）	過去2ヶ月間において、訪問看護を受けていない場合で新たに訪問看護計画書を作成した場合・要支援から要介護への区分変更となった場合に算定	300 単位	¥ 312 /月	¥ 625 /月	¥ 937 /月
		病院・診療所等から退院した日に訪問看護事業所の看護師が初回の訪問看護を行った場合に算定	350 単位	¥ 364 /月	¥ 729 /月	¥ 1,094 /月
	リハビリ訪問看護訪問回数超過減算（1回につき）	前年度の理学療法士、作業療法士または言語聴覚士による訪問回数が、看護職員による訪問回数を超えている場合に算定 緊急時訪問看護加算、特別管理加算及び看護体制強化加算をいずれも算定	-8 単位	¥ -9 回	¥ -17 回	¥ -26 回
	予防訪問看護12月超過減算（1回につき）	要支援の方が訪問利用開始をして12か月を超えた場合に算定	-15 単位	¥ -16 回	¥ -32 回	¥ -47 回
	複数名訪問加算（1回につき）	1人の看護師では困難であり、同時に複数の看護師等により訪問看護を行う場合の2人目に算定	単位 254（30分未満）	¥ 264 回	¥ 529 回	¥ 794 回
			単位 402（30分以上）	¥ 418 回	¥ 837 回	¥ 1,256 回
	夜間・早朝加算（1回につき）	夜間(18時～22時)まで、早朝(6時～8時まで)に訪問看護サービスを提供した場合	所定単位数の25%			
	深夜加算（1回につき）	深夜(22時～6時)に訪問看護サービスを提供した場合	所定単位数の50%			
	緊急時訪問看護加算（1月につき）	利用者又は家族等から緊急時の訪問看護を希望し、加算について同意した場合	600 単位	¥625 /月	¥ 1,250 /月	¥ 1,875 /月
	特別管理加算（Ⅰ）（1月につき）	利用者が厚生労働大臣が定める状態に該当する場合（別表）	500 単位	¥521 /月	¥ 1,042 /月	¥ 1,563 /月
	特別管理加算（Ⅱ）（1月につき）	利用者が厚生労働大臣が定める状態に該当する場合（別表）	250 単位	¥260 /月	¥ 521 /月	¥ 781 /月
	口腔連携強化加算	口腔内の健康状態の評価・実施を行い、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し情報提供を行った場合に算定	50 単位	¥52 /月	¥ 104 /月	¥ 156 /月
	長時間訪問看護加算（1月につき）	特別管理加算の対象となる利用者に対して、 1回の訪問時間が90分以上となる場合	300 単位	¥312 /月	¥ 625 /月	¥ 937 /月
	退院時共同指導加算	入院入所中に主治医やその他の従業者と退院時共同指導を行った場合、退院退所後の初回訪問看護を実施した日に算定	600 単位	¥625 /月	¥ 1,250 /月	¥ 1,875 /月
	ターミナルケア加算	主治医と連携し在宅で終末期の看護の提供を行った場合	2,500 単位	¥2,605 /月	¥ 5,210 /月	¥ 7,815 /月

※支給限度額を超えるサービスは全額自己負担となります。
※現在、地域区分6級地となり、料金に10.42を乗じた金額の負担が請求額となります。
※ケアプラン以外の訪問看護は全額自費となります。
※上記の料金設定の基本となる時間は、ご利用者様のケアプランに定められた時間を基準とします 。

【別表】 特別管理加算

＜厚生労働大臣が定める状態＞

特別管理加算Ⅰ	○在宅悪性腫瘍等患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態 ○気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態
特別管理加算Ⅱ	○在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理 在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理 在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態 ○人工肛門、人工膀胱を設置している状態 ○真皮を越える褥瘡の状態 ○点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態